

いこま寿大学学生委員会 部会運営要綱

第1項 本要綱は、いこま寿大学学則の第1条の趣旨に基づき、いこま寿大学学生委員会の自主活動について定める。

第2項 いこま寿大学学生委員会に次の部会を設置し、学生相互の交流を通じて、仲間づくり・友達づくりを行い、社会貢献の一助となる活動を行う。

(1) 企画・総務部会

学生委員会と部会活動等に係る企画及び総務を下記により行う。なお、企画・総務部会長は副委員長（第2学部選出）が兼務する。

① 副委員長（第2学部選出）グループ

主に学生委員会と部会活動等に係る改善・企画。調査・立案・推進する。

② 副委員長（第1学部選出）グループ

主に総務、会計等、学生委員会に係る日常業務を行うほか、いこま寿大学事務局（生涯学習課）との調整を行う。（総務全般のほか、大学祭の標語募集と優秀作品の表彰、法被の管理など）

(2) 演芸部会

① 生駒市民文化祭の一環である寿大学祭において演芸大会を行い、市民の皆様を観劇していただき社会貢献に寄与する。

② ISTA はばたきホールで高齢者施設入居者を招待し、大学祭での演芸等を披露し、社会貢献に寄与する。

(3) スポーツ部会

スポーツ大会を通じ、健康増進、学生間の交流等を図るとともに、学生委員会活動に寄与する。

(4) ことぶきサロン部会

スポーツ大会、大学祭でコーヒー、抹茶等を提供し、学生相互の交流を図るとともに、友達づくり等に寄与する。

(5) 社会貢献部会

ことぶき広場開設時の経緯（※）を尊重し維持管理を行うとともに、義援金活動及び福祉施設招待公演等、社会貢献活動を企画・立案・推進する。

（※）ことぶき広場開設時の経緯

平成23年6月21日「ことぶき広場」開園

生駒市より市役所前の空き地（現在のことぶき広場）を公園にする協力要請があり、市の公園管理課、生駒庭石造園組合と市民代表として当寿大学学生委員会の3者参画共同事業として平成22年秋から取り組み完遂した。

寿大学の30周年記念事業として、ことぶき広場の設計段階からかわり、完成後のメンテナンスも3者合意（※）のもと、寿大学学生委員会が行うこととなり、その窓口は社会貢献部会となる。

（※）3者合意

生駒市庁舎玄関先のことぶき広場を『品格高く、安らぎと憩いの庭園』として市民に深く親しまれ、癒しと和みの花壇として、温かく育成されていくこと。

- 第3項 各部会の活動内容、運営方法は、年度当初に各部会にて別途定める。
- 第4項 各部会の活動経過、結果は都度学生委員会に報告する。事案によっては委員会で採決する。
- 第5項 学生委員長、副委員長2名、各部会長は学生委員から立候補、推薦によるほか、学生委員会出席者の協議によって選出する。
- 第6項 学生委員長、副委員長2名、各部会長の任期は、選出の日から翌年の3月31日までとする。但し4年生は卒業の日までとする。
② 各部会の委員の任期は1項と同様とするが、社会貢献部会の委員は、翌年の5月31日までことぶき広場を維持管理する。
- 第7項 新任役員および新任部会長から前任の役員・部会長に顧問の要請があれば、次年度1年間支援することとする。
② 顧問は要請を受けた部会に所属する。
- 第8項 学生委員長、副委員長2名及び各部会長の応募がない場合は、年度初の学生委員会で決定し、各部会構成メンバーは、年度当初に各クラブから選出する
- 第9項 学生委員会の部会活動に係る担当は次による。
① 書記2名 学生委員会の議事録等
② 会計1名 現預金出納を管理等、
③ 会計監査1名 学生委員会の会計監査
- 第10項 会計及び会計監査は学生委員会の委員から選出し、任期は部会長に準じる。
- 第11項 学生は年度当初に部会活動支援費として年間400円を会計に納付する。
- 第12項 学生委員会副委員長(第一学部)は年初に部会活動に係る費用等について予算書を作成し、学生委員会で承認を得ることとする。
② 各部会長は活動に必要な経費を、仮払いにて副委員長(第一学部)に請求し、審査を受け仮払金を受理するとともに、年度内に精算する。
- 第13項 各部会に関連する事項に関しては部会長連絡会議にて都度協議し連携を図る。

附 則

- この要綱は、平成27年4月1日から施行する
- 一部改正 平成27年11月4日
- 一部改正 平成29年1月18日
- 一部改正 平成30年6月6日